

平成30年

第2回市議会定例会 議案第7号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和44年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行なう国民健康保険」を「行う国民健康保険の事務」に改める。

第2条の見出しを「（国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称等）」に改め、同条各号列記以外の部分中「国民健康保険運営協議会」を「協議会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）

第11条第2項の規定により市に置かれる国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、函館市国民健康保険運営協議会（次項において「協議会」という。）とする。

第7条中「被保険者である世帯主およびその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「後期高齢者支援金等賦課額（同項）」を「後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号）」に、「介護納付金賦課被保険者（同項）」を「介護納付金賦課被保険者（同項第3号）」に、「介護納付金賦課額（同項）」を「介護納付金賦課額（同号）」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額
- イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り，北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）および高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）ならびに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
- ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- オ 保健事業に要する費用の額
- カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額ならびに北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保

険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) および退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)および同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金および国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第13条第1項第2号中「初日」を「前年度およびその直前の2箇年度の各年度」に、「数で」を「数等を勘案して算定した数で」に改め、同項第3号ア中「初日」を「前年度およびその直前の2箇年度の各年度」に、「数から」を「数等を勘案して算定した数から」に、「の規定」を「に該当したこと」に改める。

第13条の6中「54万円」を「58万円」に改める。

第13条の6の2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等および病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第13条の6の5第1項第1号中「第32条の9」を「第32条の9の2」に改め、同項第2号中「初日」を「前年度およびその直前の2箇年度の各年度」に、「数で」を「数等を勘案して算定した数で」に改め、同項第3号ア中「初日」を「前年度およびその直前の2箇年度の各年度」に、「数から」を「数等を勘案して算定した数から」に改める。

第13条の7各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に

要する費用に係るものに限る。) および同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第13条の10第1項第2号および第3号中「初日」を「前年度およびその直前の2箇年度の各年度」に、「数で」を「数等を勘案して算定した数で」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第2項および第3項中「54万円」を「58万円」に改める。

第24条の2第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条、第8条、第13条第1項、第13条の6、第13条の6の2、第13条の6の5第1項、第13条の7、第13条の10第1項、第19条および第24条の2第2項の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法の一部改正に伴い国民健康保険運営協議会に関する規定等を整備し，ならびに国民健康保険法施行令の一部改正に伴い，一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定基礎に関する規定等を整備し，および保険料の減額に関する基準を改め，ならびに保険料の基礎賦課限度額を改定し，および特例対象被保険者等に係る届出に関する規定を整備するため